

令和8年度「東予みらい人材活躍支援事業」委託業務仕様書

1 委託業務名

令和8年度東予みらい人材活躍支援事業

2 目的

東予地域の若者の転出超過縮減のため、地域のみらいを担う地元高校生や若手人材を対象に、地域の魅力体験機会の提供や地域振興への参画支援を実施することで、郷土に対する愛着（シビックプライド）を醸成し、地域への定住・回帰意識の向上を図る。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月15日まで

4 業務内容

本業務の受託者は、以下の内容に従って業務を遂行すること。ただし、具体的な実施内容については、提案のあった内容を基に東予みらい人材活躍支援協議会（以下、「協議会」という。）と協議の上、決定する。

(1) 事業全体に関すること

- ・ 各事業の参加高校は、協議会で募集・選定した高校とすること。
- ・ 事業に参加する地元企業の若手社員等は、受託者によって調整し、事務局と協議のうえ決定すること。
- ・ 施設利用料や会場使用料、資材製作費等の事業を実施する上で必要な経費は、原則委託料に含むものとする。
- ・ 事業に参加する高校生、若手企業社員に対し、事業の満足度や地域への愛着度等を測定するためのアンケート調査を実施すること。なお、アンケート項目については事務局と協議の上、決定すること。
- ・ アンケート実施後、結果を整理した報告書を提出すること。
- ・ その他、事業目的を達成するために効果的な企画を行うこと。

(2) 地域の魅力体験プログラムの実施

高校生と地元企業の若手社員等が、地域についての理解や関心を深めるため、地域資源（自然、歴史文化、特産品等）の魅力を体験するツアーと参加者による交流を実施する。

①実施時期・内容

- ・ 令和8年7月～8月に、東予地域で日帰りバスツアーを2回開催すること。
- ・ ツアーは、今治市・新居浜市・西条市・四国中央市の1以上のスポット等を含む内容とすること。（1回目か2回目のどちらかのツアーに含まれていれば可）
- ・ 自然・歴史文化資源の見学や産地・工場見学、食文化の体験など、参加者が地域資源の魅力を十分に感じられるツアーとすること。
- ・ 高校生が若手社員等との交流を通して将来のキャリアプラン形成につながるように、参加者の交流を盛り込んだ内容とすること。

②参加者

- ・ 各回の参加者は30名程度（高校生20名程度、企業の若手社員等10名程度）とすること。

③その他

- ・ 自宅と集合場所との間の往復交通費は、ツアー参加者の自己負担とし、ツアー実施上必要な移動、地域資源の魅力体験等に係る費用は、原則委託料に含むものとする。

(3) 若者活躍支援事業の実施

高校生が、地域で活躍する経験を通して将来の地域への貢献意欲向上につなげるため、ガイドツアー等による地域の魅力発信活動を実施する。

①実施時期・内容

- ・ 令和8年6月～12月に、参加高校（各市町1校程度）の希望する活動を実施すること。※②活動内容のア～ウの中から、参加高校が1つの活動を選択して実施。
- ・ 活動内容を達成するのに必要な回数、各高校と打ち合わせやワークショップを実施すること。なお、ワークショップは事業を実施するうえで必要となる知識やポイントについての解説・実践等を盛り込んだ、参加生徒のスキルアップにつながる内容とすること。

②活動内容

- ・ 活動内容については以下ア～ウのとおりとし、その他の活動について必要な事項は事務局及び参加高校と協議の上、決定すること。

【活動内容】

ア. ガイドツアーについて

○実施高校

- ▶ ガイドツアーを実施する高校は、3～4校程度を想定しているが、参加高校の希望によってはこの限りではない。

○ワークショップ

- ▶ ツアー内容の検討・調整、リハーサル等を行うものとし、必要な回数実施すること。その他、高校からの希望があれば可能な範囲で対応すること。
- ▶ 実施時期は、関係者で協議すること。

○ガイドツアーの回数、参加人数

- ▶ ガイドツアーを1回開催するものとし、実施時期は参加高校の希望に合わせて調整すること。
- ▶ ガイドツアーの参加人数は、各回15人程度とすること。

○ガイドツアーの内容・要件

- ▶ ガイドツアーは原則、現地集合・現地解散とする。
- ▶ ガイドツアー中の移動は徒歩やバス、サイクリングなど、企画内容に合わせて検討すること。
- ▶ ガイドツアーには、地域資源を支える地域住民等との交流を組み込むなど、参加者や高校生の関心が高まるよう工夫すること。
- ▶ 荒天等の事情により、現地催行が困難となった場合は、協議会と協議の上、代替措置を検討すること（配布可能なツアーパンフレットを作成して観光施設等に配布し、事務局へも同成果物を提出するなど）。

○参加費用

- ▶ 自宅と集合場所との間の往復交通費は、ガイドツアー参加者の自己負担とし、ガイドツアー実施上必要な移動等に係る費用は、原則委託料に含むものとする。ただし、事業目的の達成に必要なと認められる場合は、移動等に係る費用の一部を参加者負担とすることができる。

○ガイドツアーの運営等

- ▶ 関係法令を順守し、調査・企画・運営を行うこと。
- ▶ 参加者募集用チラシを作成し、1回につき1,000部程度印刷のうえ、協議会に納品すること。
- ▶ ガイドツアーの運営にあたっては、円滑な進行管理ができるよう必要なスタッフを配置すること。なお、スタッフの手配にあたっては、協議会と協議のうえ調整すること。
- ▶ ガイドツアーの実施に必要な配布資料、参加証等を作成し、協議会に提出すること。
- ▶ 開催場所・開催時期に応じた保険に加入すること。
- ▶ 参加者にアンケートを実施すること。

イ. 観光パンフレット制作について

○実施高校

- ▶ 実施高校は、1～2校程度を想定しているが、参加高校の希望によってはこの限りではない。

○ワークショップ

- ▶ パンフレットの内容検討や制作、フィールドワーク等を行うものとし、必要な回数実施すること。その他、高校からの希望があれば可能な範囲で対応すること。（必要に合わせて制作補助も実施すること）
- ▶ 実施時期は、参加高校と協議すること。

○実施内容

- ▶ A4二つ折りのパンフレットを制作すること。
- ▶ 参加高校の希望に合わせて、企画・構成・撮影・取材・編集・校正等の作業を実施すること。
- ▶ パンフレットは、テンプレート等を使用した、専用の機材がなくてもできる程度の簡易なものを想定している。
- ▶ パンフレットの内容は、地域資源（歴史文化・食・産業等）の魅力をPRするものとし、観光施設等への設置を想定したものとすること。

○制作部数

- ▶ 1高校につき1,000部を印刷し、協議会へ納品すること。

○配布先

- ▶ 作成したパンフレットについて、観光施設や駅など、配布先を検討すること。

ウ. PR動画制作について

○実施高校

- ▶ 実施高校は、1～2校程度を想定しているが、参加高校の希望によってはこの限りでない。

○ワークショップ

- ▶ 動画の内容検討や制作、フィールドワーク等を行うものとし、必要な回数実施すること。その他、高校からの希望があれば可能な範囲で対応すること。（必要に合わせて制作補助も実施すること）
- ▶ 実施時期は、参加高校と協議すること。

○実施内容

- ▶ 地域の魅力をPRする動画を制作すること。
- ▶ 参加高校の希望に合わせて、企画・構成・撮影・取材・編集・校正等を実

施すること。

- ▶ 制作する動画は、テンプレート等を使用した、専用の機材がなくてもできる程度の簡易なものを想定している。
- ▶ 制作する動画の内容は、地域資源（歴史文化・食・産業等）の魅力を PR するものとし、高校・県・市町HP、YouTube、Instagram、Facebook 等での配信を想定したものとすること。

○制作本数、動画の尺

- ▶ 制作本数は2～3本程度、動画の尺は1～2分程度を目安として、高校側と協議の上決定すること。

○配信

- ▶ 動画の放映場所を検討すること。

(4) 若者交流イベントの開催

高校生と地域との交流機会を創出するため、高校生などによる地域の魅力のプレゼンや参加者との交流等を実施する、若者と地域の交流イベントを開催する。

① 実施時期、内容

- ・ 令和9年1月～2月に、上記(2)(3)の事業に参加した高校生や若手社員等を中心に、活動を通して学んだこと等を生かして地域の魅力のプレゼンやポスターセッションなどを実施する「若者と地域の交流イベント」を1回開催すること。なお、上記(2)(3)に参加した高校以外の希望校も参加可能とすること。
- ・ 開催場所は、東予管内の集客施設（商業施設や文化施設等）とすること。
- ・ イベントは、上記(2)(3)の事業に参加した高校生などによる活動報告やイベントのみ参加を希望する高校生などによる学校での取り組み等の成果発表、ポスターセッション、参加者による交流（ワークショップや交流ゲーム）等を盛り込んだ内容とすること。

②参加者募集

- ・ 募集対象は、協議会と協議の上、決定すること。

③その他

- ・ 会場の手配、企画、運営、関係者の調整等、それに付随する一切の業務を行うこと。
- ・ 各高校のプレゼン内容や資料作成等について、指導や助言をすること。
- ・ 開催時期と方法、場所（会場）は、事務局と協議の上、決定すること。

5 業務計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく、具体的な業務内容について、協議会と協議の上、委託契約書に定める「業務計画書」を作成して協議会に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、協議会の検査を受けること。
- (3) 協議会は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 協議会は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

6 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、委託契約書に基づき再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、協議会の承諾を得なければならない。

7 個人情報の保護

個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律（平成 15年法律第57号）に基づいて取り扱うこととし、受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は個人情報の保護に関する法律を遵守しなければならない。

なお、疑義がある場合は協議会に協議するものとする。

8 その他

- ・本業務に関する具体的な内容は、契約締結後、受託者の提案内容に基づき打ち合わせを行い、協議会と受託者双方合意の上、決定する。
- ・業務の実施にあたっては、協議会と受託者双方が協議を重ねながら行う。